

茂原市まちづくり条例策定協議会 第13回会議 概要

開催日時	平成27年1月16日(金) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち4名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 苅込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第7章 行政運営の基本原則 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none"><li>13時現在の出席者は14名。定足数に達したため、会議は成立した。</li><li>ここからの進行は関谷会長にお願いする。</li><li>今日も、予定どおり、13時から16時までを目安に、会議を進めてまいりたい。</li><li>事前に配布された資料のとおり、今日は引き続き行政運営の基本原則を中心に議論を進め、できれば、行政運営の章については、今日である程度の目途を付けたいと考えている。</li><li>初めに、事務局から資料についての説明をお願いしたい。</li></ul>
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"><li>説明に入る前に、資料の確認をいたしたい。本日の資料は、あらかじめお送りした「協議会スケジュール(改4)」、「暫定稿その7」である。また、本日、お手元に、前回協議会における傍聴者の方からの感想をお配りした。</li><li>傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料と、感想等の記入用紙をお配りした。</li><li>初めに、協議会スケジュールについて。前回の協議会の終盤において、会議のスケジュールの追加についてご承認いただいたが、会場を一部変更させていただきたく、再度ご案内した。具体的には、1/23(木)は市民室、3/13(金)は102会議室に変更するものである。</li><li>次に、暫定稿その7について。前回の協議会での議論を踏まえて、たたき台を作成した。</li><li>第26条の「執行機関の役割と責務」については、一つの条文が長いというご意見があったため、第1項に第1号から第3号までを分けて描い</li></ul>

た。

- 第 31 条の「総合計画等」については、前回の議論で、「まちの将来像を描く」という要素と、「さまざまな資源を有効に活用する」という要素が議論に上がっていたため、それらを加えた。
- 「さまざまな資源」とは具体的に何かということで、逐条解説に「市民等や地域コミュニティ、企業など」という説明を加えている。
- 第 32 条の「財政運営」については、こちらも一文が長いということで、3つの条文から構成されるように修正した。1つ目の要素としては、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ということ、2つ目は「持続可能で健全な財政基盤を確立する」ということ、3つ目として「財政状況をわかりやすく公表する」ということであり、「地方財政健全化法に基づく連結決算の考え方を導入した財政健全化指標等の財務諸表を示す」ということを逐条解説に加えている。
- 前回ご議論いただいた「執行機関の役割と責務」、「総合計画等」、「財政運営」について、たたき台を作成した。これらについて、ご意見をお願いしたい。
- 第 31 条の「総合計画等」について、12月の協議会で、議会基本条例の素案ができたので、協議会委員に見ていただいている。そのときに、定義の関係や、議会基本条例（素案）第 16 条の「議決事件」については、執行部と議会で詰めているので、時間をいただきたいと申し上げた。
- まちづくり条例第 31 条の「総合計画等」には、第 2 項に「基本構想は議会の議決を経るものとする」とあり、これは地方自治法の改正以前のものと同じ形になっている。
- 基本構想については、前回いろいろ議論があったが、まちづくりの基本理念や将来都市像、人口、施策の大綱の 4 つから成るものであり、読んでみると、抽象的なものである。それを補完するために基本計画があり、これには人口推計、土地利用、財政計画が含まれる。
- 例えば、「教育文化」という施策の大綱はとても幅が広いものであるが、基本構想ではそれらを一括りにしてあり、基本計画では、教育文化の中に、生涯学習やスポーツ、幼児教育、小学校教育などいろいろな部分が出てきて、それぞれ具体的に現況と課題、今後の基本方針、事業計画等も入れてある。
- まちづくり条例をつくる背景には、これからの新しい時代において、新しいルールづくりをしていくという捉え方があり、一方で、情報公開や住民と協働のまちづくり、市民と行政と議会が一体となって新しいものに取り組んでいくというものがある。基本構想をバックアップする基本計画は、ぜひ議決要件に入れるべきということで、議会基本条例の素案では（議決要件に）入れてある。
- 12月に申し上げたとおり、議会基本条例は現在協議中であり、いろいろ

関谷会長

中山委員

な書き方があるが、まちづくり条例第 31 条には、基本構想だけを議決するとあるので、議会側では、基本計画も議決要件にすると考えていることについて、ご理解をいただきたい。

- 第 31 条第 1 項の逐条解説の 2 点目に、「市民等」という新たな字句が加わっている。「市民等」は、「市民＝住民」という捉え方と、住民以外の市民を含めて「市民等」としてとらえたものと理解しているが、そのことの確認をしたい。
- 第 32 条第 2 項の逐条解説に、「必要に応じて財政健全化計画を立てる」とあるが、基本計画では、先ほど申し上げたとおり、財政計画を立てることになっている。ここでいう「財政健全化計画」とは、財政状況が悪くなったときに、改めてつくる計画なのか、確認したい。
- 第 31 条の「市民等」について、前回の議論で、「さまざまな資源」という中には、市民の労力やお金なども含めて、地域の資源を生かしていくという話が出ていたと思うので、このような形にした。
- 厳密に、「市民」と「市民等」という定義は議論されておらず、定義の議論に移った際に、このような表現が適切かどうかという議論がなされると思うので、その際に再修正させていただきたい。
- 第 32 条の逐条解説にある「財政健全化計画」については、前回の議論で、「必要に応じて、財政健全化計画を立てる」というお話があり、当方の認識としても、財政状況が悪化したときの財政健全化計画という印象が強かったため、このような表現にしてしまったもの。
- 中山委員がおっしゃるように、通常は財政計画を立てており、それはもちろん健全な状態の計画になっているので、財政状況が悪化したときの「財政健全化計画」という意味ではなく、「財政計画」という表現の方が適切であれば、そちらに修正したい。
- 第 31 条の議会の議決については、議会側としては、基本構想及び基本計画まで検討されているということであり、議会の章を検討するときに、改めて検討したいと思うが、特段、基本計画を省く必要はないと思う。
- 法律上は、議決要件を自治体で決めるということになっており、極端なことを言えば、基本構想も議会にかけなくていいということもあり得る。逆に、細かな部分まで議決要件にするということもある。このあたりは、今後、自治体によってどこまでを議決要件にするのか、分かれてくると思う。
- 今のところは、基本構想及び基本計画を議決要件に入れる方向で調整が進められているということを確認しておきたい。
- 「地域のさまざまな資源」ということについて、暫定稿の解説に書かれているのは、「主体」の話である。しかし、「資源」は主体だけに限るものではなく、市民や企業、地域コミュニティなど、定義は後に譲るが、

事務局(企画  
政策課主査)

関谷会長

いろいろな立場を含めた「人」、また、「お金」についても、個人が持っているものだけでなく、企業が持っているお金、税金など、さまざまなものがある。さらに、「モノ」や「情報」までいろいろなものを含めた「資源」を想定していると思うので、主体だけに限る説明では、不足するかもしれない。そのあたりを、もう少し膨らませた上で、それがこの地域の中でどう活用されていくのかである。

- 以前、私から新しい資源の流れをご説明したが、それも含めて、広範囲に及ぶ「資源」というイメージを持っておくことが重要である。
  - 「財政健全化計画」については、先ほどご確認いただいたような内容で基本的にはいいと思う。
  - 私から一つ申し上げておきたいのは、財政運営の「連結決算」の部分である。これは、今のたたき台だと、「適切な方法を用いて」という表現になっている。「適切な方法」とは何なのか、少しわかりづらい。
  - このあたりは、それぞれの自治体によって、いろいろな対応の仕方があるようである。「財務諸表を作り、市民に提示する」としているところもあれば、そうではないケースも見られる。一般会計、特別会計、企業会計、出資団体等の連結決算等を行い、茂原市の財政の状況がどうなのかが分かるような財務諸表を作成し、市民に公表するということまで踏み込んだ方がいいのではないかと、個人的には思う。
- 三浦委員
- 連結決算については、国から連結決算も公表することとされており、それに基づいて公表している。ここで敢えて条文に入れなくてもいいのではないかと、私どもは考えている。
- 関谷会長
- これはあくまでもルールであり、すでに実施しているということは健全なことであるが、それが今後の運用の中でどうなっていくのかを考えたとき、それをしっかりルール化しておくということが必要なのではないかというのが、基本条例づくりの中ではよく議論される場所である。
  - 実際に実施されているということであれば、運用状況自体には何ら問題はないが、これはあくまでもルールであるので、それを踏まえてどうするのかということである。
- 鈴木(弘)委員
- 用語の定義は最後にもう一度確認するということであるが、第31条第1項の逐条解説の2点目に、「市民等や地域コミュニティ、企業など」とあり、私は、「市民」の中に企業なども含まれているのではなかったかと認識している。
  - 「地域のさまざまな資源」として例示されており、「市民等」の「等」の中に情報やお金などが含まれるということであったが、普通に読むと、市民、地域コミュニティ、企業などのステークホルダー（利害関係者）やお金というように受け取られる。まちづくりは、もちろん人やお金が大事であるが、まずは茂原市の歴史や自然、文化などの資源が、個性的で独自の茂原市のまちづくりの上で、重要なのではないかと思う。

- それらは、「さまざまな資源」とは別のところにあるのか確認したい。
- 関谷会長
- 定義については、最後にまとめて議論したいので、いったん保留としたい。
  - 「資源」については、鈴木（弘）委員が例示されたような、自然や歴史といったようなものも、もちろん含めて、皆さん想定されているところだと思う。
- 永長委員
- 関谷会長がおっしゃったように、暫定稿の例示では、鈴木（弘）委員からのご指摘があった自然や歴史などの資源まで、イメージが浮かばないと思うので、表現を修正すべきと思う。
- 丸嶋委員
- 今までの議論の中で、かなり保留されている部分があり、とりわけ定義の部分について保留されているが、一つの定義が、いろいろな場面に表れている。それぞれ、個性的なニュアンスがあると思うが、それを一括して後々検討するというのは、乱暴ではないか。その都度、もう少し詰めておき、それで最後に調整するというのであれば分かるが、表面的なところで議論を終えておき、後日改めてという方法は、乱暴なような気がする。
- 永長委員
- 私どもとしては、時間の関係もあるので、これまでの議論を踏まえた上で、それぞれの「市民」は「市民等」を指すのか、「住民」を指すのかななどについては、市にも法規担当がいるので、最終的に整理させていただきたいと考えている。
  - 丸嶋委員のおっしゃるとおり、個々の条文で、どういう意味で「市民」と入れたかを確認する必要があると思うが、協議会での議論の趣旨を踏まえた上で、責任を持って、「市民」なのか「市民等」なのかは、定義が決まった中で、最終的に整合をとってまいりたい。
- 丸嶋委員
- 最後にまとめることは結構だが、それぞれの場面で「市民」を使うのか、「市民等」を使うのかは、ニュアンスの違いがあると思う。その差は、少し詰めておいていただきたい。
- 関谷会長
- もちろんニュアンスの問題もあるが、他との関係が出てきてしまうので、その条文だけで完結させることができないという趣旨で、いったん保留しているものもある。その方が、それぞれのニュアンスを含めて、逆に議論を深めることができるのではないかという考えである。
- 丸嶋委員
- そのとおりであるが、一つひとつの議論のところで、もう少し話を詰めて、対立意見があるのであれば、あるところまで行って保留するとか、なければ共有して先に進むなどしてほしいと思う。
  - 一律に先に延ばしていくと、後になって、時間がなくなることが見えており、大ざっぱなところで、反省が残りつつ、話が終わるのではないかという気がする。
- 関谷会長
- 総合計画の解説の 2 点目に、「市民等や地域コミュニティ、企業」と挙がっているが、鈴木（弘）委員は、どのようなニュアンスで、論点とし

- て提示されているのか、確認しておきたい。
- 鈴木(弘)委員
- 「市民等」の「等」には、お金や情報などが含まれているのか。一見すると、まちづくりに関わるステークホルダー（利害関係人）という「主体」のようなイメージが強い。「等」にはお金や情報も含まれているのか。いろいろ解釈できるということでもいいのかもかもしれないが、主体なのか、自然などの資源も含まれているのか、そのあたりはもう少し丁寧に描いておいたほうがいいのではないかという趣旨である。
- 永長委員
- 先ほどの事務局の説明が、そう受け取られてしまったのかもしれないが、「さまざまな資源」というところに、自然や歴史などが含まれるという意味であり、「市民等」の「等」には、お金などは入らない。
  - 「市民等」とは、定義は固まっていないが、住民や通勤通学者、市内に土地を持っている利害関係人などであり、今までの議論からすると、「市民」とは「住民」を指していると考えている。
- 鈴木(弘)委員
- 「市民や地域コミュニティ」というのは、多様なステークホルダー（利害関係人）と考えてよいか。そうだとすれば、文章のつながりが良くないと思う。
- 永長委員
- この逐条解説の文章ではイメージがわからないので、「資源」という中に、お金や歴史などを例示したい。
- 鈴木(弘)委員
- 「等」が主体であるとするならば、「地域のさまざまな資源」が例示になっているように思える。「主体」が「資源」を活用するということであれば、理解できる。「等」が「地域のさまざまな資源」を受けているように思える。
- 関谷会長
- この文面では、「等」が「さまざまな資源」の例示として挙がっているように見えるというご指摘である。
- 中山委員
- 今までの話の中で、「市民」の定義は、茂原市の住民だけでなく、通勤通学者なども全て入っているということであり、それは最後にまとめて議論しようということになっていた。
  - たまたま、ここに急に「市民等」という言葉が出てきたので、私は、個人的には「人」と考え、茂原市に住んでいる住民と通勤・通学者を「市民等」として捉えたのかという質問をした。議論が違う方向に行ってしまったが、「市民等」にお金などが入ってくるというのは、おかしい感じがする。
  - あくまでも、「人」という捉え方の中で、「住民」と「住民ではない茂原市に通勤・通学している人」を含めて「市民等」と言ったのであれば、非常に分かりやすいと思う。
  - 先ほど、財政について、連結決算の話が出たが、一般論からすると、先ほど三浦委員からも話があったように、夕張市の問題があり、国が財政健全化法を作った。そこでは、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、実質赤字比率という4つの指標について、一つでもオーバ

一すれば、国が財政運営に関与するということであるので、当たり前のことを、ここの逐条解説ではうたっている。これは、全国の市町村がこの方法で決算カードを出しているのであり、茂原市が独自に出すものをここに書いてあるわけではない。

- ただ、現在、単年度収支でやっているところであるが、企業会計的な会計システムを新たにつくるということを総務省でやっており、おそらく近いうちに出してくると思う。茂原市としても、それらを積極的に取り入れていくと、議会の一般質問等でも答弁されている。ここで言っているのは、財政健全化法に基づく指標のことを指している、私は認識している。
- 「市民等」については、茂原市に住んでいる人と、通勤通学者であり、「マルチステークホルダー」（利害関係者）となると、茂原市以外のいろいろな企業や団体に関わってくる。そういう意味では、もう少し幅が広がる。このあたりを、どのように位置付けていくのかが、定義のところも含めて、議論が必要である。
- 茂原市の税金を使ってどうするかということを考えた場合は、ある程度の射程が定まってくる。もう少し違った視点で、市外のさまざまな活力をうまく活用していけば、茂原市のまちづくりが非常に生きてくるという場合の「資源」という見方もある。このあたりは、少し描き分けないと、細かな部分で支障が出てくると思う。それも、定義問題のところで確認したい。
- 私は、後者の意味合いを念頭に置いていた。今後のまちづくりは、おそらく税金だけではやっていけなくなる。もっと市民が地域や活動に対して寄附をしたり、企業が寄附をしたりということを通じて、お金の流れをもっと多角的に作り出し、市民が税金を払ってその税金でサービスを作り出していくというルートだけではない部分を、まちづくりにもっと生かしていくという時代に、これから確実になっていく。
- 人口も減り、財政も厳しくなる中で、税金だけでサービスを担っていくことは、どう考えても無理である。もっと市民レベルでいろいろな動きを作り出していくことが、今後ますます問われてくる。それを、市としても、どう活用していくのかという話になる。
- 私は、「税金」というだけでは括れない、資源の活用という側面もあるということを念頭に置いて、イメージしている。「主体」という括り方をしてしまうと、どこまでが範囲なのかということになってしまう。どの次元で、どう描いた方が良いのかは、定義のところでも改めて詰めたいたが、そのような論点があるということを確認しておき、解説のところでもどう膨らませるのか、あるいは、どういう定義をするのか、改めて検討したい。そこは、しっかり固めておかないと、そもそも条例にならないので、時間がないからさっと片づけるということにはならない。非常に

大事な部分であるので、改めて時間を取りたい。

- 財政について、連結決算の部分の特出しするかどうかということもある。そのような形で、しっかり財務諸表を作成できているのかどうか、さらには、今後、国としての方針も出てくるだろうが、自治体として、財務診断できる的確な情報を、どのような形で発信できるかが問われている。そのあたりを念頭に置いたときに、「適切な手法を用いて」という表現だけでいいかどうか。
- 第3項の逐条解説には、中山委員もおっしゃったように、当たり前のことが書いてある。「適切な手法を用いて」という表現にとどめておき、解説で加えるという形で良いかどうか、もう少しご意見をいただきたい。このままでいいということであれば、暫定的にこのような形で確認しておきたい。
- 特に意見がないようなので、第3項については、逐条解説をもう少しくわしく書いた方がよいと思うが、そこは追って確認したい。条文については、このような形で確認しておきたい。
- 話が第26条に戻ってしまうが、第1項第1号に、「必要に応じて連携を図る」とあり、解説のところに「縦割り行政を乗り越えて」と書いてはあるものの、前回の傍聴者からの感想にも書いてあるように、やはり最初の提言書にあった「横断的な」という表現を入れて欲しい。「必要に応じて、横断的な連携を」としてはどうか。
- 私も、個人的には入れたほうがよいと思っているが、前回も出ていたように、「横断的に」ということをそのまま入れてしまうと、それ自体が固定化してしまい、逆に通常の業務に支障が出てしまうのではないかという意見も出ていた。
- 「横断的な」ということを単独で入れるのは難しいかもしれないが、「必要に応じて横断的な」という形はあり得る。改めてこの暫定稿をご覧になったうえで、どうすべきか、ご意見をいただきたい。
- 「連携のための連携」になってしまっただけでは良くないというご意見も前回出ていたので、そのあたりも、もう一方の論点としてあり得る。
- 実際に、ある程度部署を超えた情報交換や共有は、すでになされているという説明もあった。私のイメージでは、それは当たり前の話であって、今後、いろいろな政策を練っていく上では、もっと具体的なレベルで部署を超えた連携が必要であり、「連携」というとやや硬直的な表現かもしれないが、いろいろな部署の人たちが横断的に議論を重ねて、政策を作っていくということが、相当増えていくと思う。
- これは余談だが、去年の暮れに、国としても地方創生の方針が固まり、いろいろな政策の立案が、地方自治体にも求められていると思う。「ひと・まち・しごと」を活性化していくということで、一定の予算が付いて、それが今後、地方の持続のことに使われるということになっている。

白土委員

関谷会長



- ほとんどの自治体は、国からいきなり振られて、進行管理をしっかりとできるような計画の立案を求められ、きちんと取り組んだところに国の予算を出していくという形になっている。
- これだけに限らず、今後、国の予算の出し方は、そのようになっていくと思う。自治体側からすれば、それぞれの部分でしっかり政策を練り、ただ単に短期的な成果を狙うのではなく、続いていくような政策をどんどん作り出していくようにしないと、自治体はもたなくなる。
- そのようなことを考えていくと、それぞれの部門別に事業をやっている程度では、話にならなくなる。おのずと、いろいろな分野の人が、政策を練っていくことになっていかざるを得ない。それらを念頭に置いたときに、たたき台では「組織を整備し、必要に応じて連携を図る」とあるが、このようなルールで運用上やっていけるという考え方もある。もう少し踏み込んで、必要に応じて縦割りを超えていけるような連携を図るというように、もう少しニュアンスを強めたほうがいいのか、そのあたりを今日は確認した上で、次に進みたい。

永長委員

- 関谷会長がおっしゃったことは、行政側では当然やっている。それが、市民の方に伝わっていないということが残念である。
- 組織を横断的につくっても、結局はそれがまた組織になる。
- 市でも、それぞれの事業に国の省庁が関係してくるので、ある意味では責任の所在が明確である。「必要に応じて連携を図る」というたたき台以上のことを書くことが、私には理解できない。
- 「横断的に」と書いたほうが、なんとなくその市が頑張っているように見えるというイメージがあるから、そうおっしゃっているのかもしれないが、なぜこれを入れなくてはならないのかが分からない。

関谷会長

- おそらく、それが市民と行政の間の感覚の違いだと思う。それは、ある意味ではやむを得ない部分でもあるし、市民の方が行政内部の詳細まで知っているわけではないので、行政としては、きちんとやっている、それが市民にはなかなか見えてこないということが、感覚としてある。

永長委員

- 逐条解説には、「必要に応じて連携を図る」とある。組織にこだわると、それ自体が目的になってしまう。施策ごとに連携を図るのは、住民サービスの向上のためにやっていることなので、組織を横断すればそれで良いということではない。
- 国の省庁が異なるため、限界もある。どこかの部署が中心になり、責任を持って連携を進めていくしかない。

白土委員

- それはとてもよくわかるが、一つの部署が中心となり、その部署の中にいろいろなところが入って、全てを組織化するというのではなく、政策等を考えるときに、他の部署の人たちも加わるというイメージで、「連携」を考えた。
- 現在、市でも連携してやっているということは、部分的には分かるが、

文章化することによって、もっと住民にも分かる形で、市が取り組んでいることを明示したほうが良いと思う。

永長委員

- 例えば、保育所と幼稚園の一元化問題について、組織としては、保育所関係部局が中心になるが、そこに人事として幼稚園の経験を有する職員を配置し、事務を進めている。それは、組織としては見えないが、行政としては、幼稚園も保育所も知っている人材を配置して、連携している。
- それを、「分かるように」「見えるように」とこだわること自体が、理解できない。

高信委員

- 前回、行政経験者である千葉委員が、行政の仕組みを説明し、あまり連携という言葉を使ってしまうことは良くない旨を発言していた。

白土委員

- 疑問に思ったので、本日発言した。

高信委員

- 千葉委員は本日欠席されているが、ご自分の経験を元に、縛られてしまうことは良くないと説明されていた。それぞれの立場を理解すべきではないか。

中山委員

- 「横断的な連携」という言葉は、耳触りが良いが、永長委員がおっしゃったように、国や県を通して、縦割りで来ている。「必要に応じて連携」とあるが、「連携」とは、基本的には横のつながりを検討していくという意味合いを含めて使っている言葉である。ここに、さらに「横断的」という言葉をつけるのは、私は二重になるという意味でもおかしいと思う。
- 前回も話に出たが、イノシシの問題で、農政課、環境保全課、児童生徒の登下校に影響するため教育委員会も関与するということになるので、ばらばらになるので、イノシシの問題が起きたときは、生活課で関係課を呼んで、話をするという事になっている。複数の課にまたがる事が起きた場合には、まずは生活課に来てくれれば対応するということが、市民の皆さんにうまく周知されていない。
- また、会社と同様に、トップの会議がある。茂原市で言えば、庁議という場があり、市長、副市長、教育長、各部長が集まり、これからの問題をどうするかという会議を開いている。
- 庁議の下には、政策調整会議というものを置いており、これは各部の筆頭課長が集まり、月に1~2回、会議を開いている。そのような仕組みが、必ずしも市民の皆さんに伝わっていない部分がある。本来は、そのようなことをきちんと説明した上で、このような条項を作っていきたいということ言えば、より理解しやすいと思う。
- 縦割り行政はまずい、横の連携をなんとか図らなくてはならないという思いの中で考えてきてしまうと、もっと言葉を入れなくてはという考えになってしまうのではないか。行政の内部では、市民の皆さんのために、よりいい形で、いろいろやっていると思う。行政も、そのことを周知していくべきであるし、会議の中では、前段でそのような説明をした中で、

協議してもらう必要があるのではないかと思います。

永長委員

- この件については、「連携」という言葉が入っており、これは縦割りではなく横のつながりを図っているという意味で使われていると思うので、そのあたりは理解をしていただいたほうがいいのではないかと。
- 説明が不足していたかもしれず、申し訳ないが、皆様のご意見は、組織を横断的に作ることが目的になってしまっているように聞こえる。それであれば、「連携を図る」ということで、必要があれば横断的に行うが、それには弊害や限界もある。皆さんがこだわるのは、「横断すれば何かいいものができる」というようにお考えからなのか。

白土委員

- そのようには思っていない。

永長委員

- 連携してやれることはやっている。「横断」という文言にそこまでこだわる必要はないのではないかと、このたたき台の条文くらいでいいのではないかと申し上げたい。

白土委員

- やっているとおっしゃるなら、なおさら入れてもいいのではないかと。私たち市民が理解できるような言葉で、表現してほしい。何でもかんでも横断せよということではない。

永長委員

- 各部が連携してやらなくてはならないことについて、市としてきちんと対応していればいいということであれば、敢えて「横断」という言葉を入れなくてもいいのではないかと。

白土委員

- 実際にやっているのであれば、入れてもおかしくないのではないかと。

河野委員

- 私も、「横断的」という言葉は入れてほしいという立場であるが、後で検討する「行政評価」にも関係してくるが、事業の見直しなどでは、横断的な連携が必要だと考えている。

- 横断的に、いろいろな部署が関係した上で、予算を作っていくというのが、本当の姿であると思う。

- これから、いろいろな市民の考え方を入れ込むとなると、単一的な事業ではなく、複数の部署が関係して、事業が始まると思う。それで評価をするというのが、一般的な企業の「PLAN・DO・SEE」というやり方である。

- ここで、「横断」という言葉を仮に入れなかったとしても、行政評価の部分でも、ある程度担保できるのではないかと。

犬飼委員

- ここは、「総合的な行政サービスを行う」ことが目的である。組織を変えることが目的ではない。

- 「横断的」という表現には、私もこだわりがあるが、今の段階で、組織を変えるのは適切ではないということであれば、少しずつ評価を経ながら、変えていく形になっていけば良いのではないかと。一つの目的のために、各部署が協力し合うということは、予算の削減にもつながる。

- 永長委員に申し上げたいが、市の職員がとても一生懸命頑張っているということは、触れる機会が増えれば増えるほど、よくわかる。その一生

懸命な取り組みを、できるだけ効率的にしていくためにどうするか、「今まではこのように頑張ってきたが、これからはこう変えていく」というような、段階的なステップアップしていく姿勢を、ぜひお願いしたい。

- 組織をとにかく変えろということではなく、総合的な行政サービスを行うということが目的である。
- おっしゃることは、よくわかる。私どもも、最終的な目標はそうであり、（横断という文言に）こだわるのが理解できなかったため、意見を申し上げた。
- 「実際にやっているなら、入れてもかまわないのではないか」というご意見は、確かにそうだが、基本的には、市民サービスを向上させるためであり、必要ならば連携を図るということで、ご理解をいただきたい。
- 承知した。
- 市民目線からすると、なぜこの事業とこの事業を結び付けてやらないのかということが、多く見受けられる。私も、各市の総合計画づくりなどに携わっているが、その自治体で行われている事業一覧をざっと見渡すと、本当にバラバラである。
- 予算は限られているのであり、それをどう有効に使うのかという視点から考えると、いろいろな事業の統廃合を考えたり、連携をしたりしたほうがいのではないかと見えるときもある。
- 永長委員をはじめ、皆さんがおっしゃっているように、行政側からすれば、あくまでも組織で動いているということもあるし、連携したから良い事業ができるのかというと、そうではない部分も確かにある。あくまでも、より良い施策を作っていくという観点が重要である。
- 仮に、ここに「組織の横断」ということを入れても、おそらく変わらないと思う。それくらい、難しい問題である。いま行政を担っている人たちが良い悪いという話ではなく、戦前から続いている構造であり、そう簡単に変わるものではない。しかしながら、これだけ社会情勢が変わっている中で、どれだけの確に行政運営をしていかななくてはならないのかという点で、いろいろな動きが変わってきている。
- また、条例は、この一文だけでとらえるものではない。先ほどお話のあった行政評価の部分や、市民参加、協働も、この条例には盛り込まれている。いろいろな要因が絡んで、その中でこうすべきというようになれば、それが第一歩となり、改善されていく。
- どこからどう変わっていくのかというのは、未知数である。そのあたりは、運用していく中でとらえていくしかない。そう考えたほうが、逆にご指摘のことは改善されていくと思う。条文全体をとらえた上で、見ていくというようにご覧いただいたほうが良いと思う。
- 暫定稿その7については、以上のようにご確認いただいたということで、引き続き議論を進めてまいりたい。

永長委員

白土委員  
関谷会長

北田委員

- この後は、第 33 条の「監査」、第 34 条の「行政評価」、第 35 条の「政策法務」、第 36 条の「行政手続」、第 37 条の「国等との連携」と続くので、今日はなるべくこれら全てを確認してまいりたい。
- 前回も申し上げたが、財政運営と政策法務はセットになるものであり、順序は入れ替えたほうがいいのではないかと思う。条例の体系性を考えた上で、政策法務、行政評価、監査、行政手続という順で検討を進めたい。
- 次に議論するのは、第 35 条の「政策法務」である。これについて、市民の会の皆さんから、簡単に趣旨の説明をお願いしたい。
- 政策法務については、提言理由にもあるように、今までほとんどの市町村は、国が定めた法律に基づく通達によって運営されてきた。独自の条例を作るということは、あまりなく、作る余地がなかったというのが、今までの例だった。
- 地方分権一括法が施行され、それぞれの課題に対して、各市町村が条例を定めて実行していくという体系に変わってきた。全国一律ではなく、それぞれの市町村に合ったルールなども、変わっていかざるを得なくなるだろうということになった。その場合に、状況に合った制度改正をしていくためにも、制度の根拠となっている条例を、速やかに改正していく必要があるのではないかということが、第一にある。
- そうは言っても、市町村は市民に最も近いところにある自治体であるので、市町村がやることは、市民のいろいろな生活に直接影響してくる。そのような条例の改正については、十分住民に周知すると同時に、意見を吸い上げることをやってほしいという提言をさせていただいた。
- この「政策法務」について、少しだけ解説を加えると、行政がいろいろな活動を行うには、一定の根拠に基づいて、取り組みがなされていく。その根拠の部分は、これまではほとんど国が決めていたことにしたがっていた。
- これは、専門用語で言うと、「照会法務」と呼ばれるものであり、「国の定めている方針に、きちんと合致しているかどうかを確かめる」ということが、自治体法務の中心であった。そこには、自治体の自主性はあまりなかった。
- 地方分権の流れの中で、出てきているのが「政策法務」という考え方であり、自治体で実現させたい政策があり、それに当たっての根拠をつくるというものである。
- 大きく分けると 3 つあって、一つは「立法法務」であり、これは、自治体で独自の条例や規則を作っていくという、いわゆる「自治立法」と呼ばれるものである。
- 2 つ目は、「運用法務」であり、これは、国の憲法や法令を、その自治体なりに解釈していくということである。例えば、国の環境法という法律

関谷会長

があるが、これは隙間の多い法律であり、なぜならば、それを具体化するの自治体の役割であるので、大元の国の法律を踏まえた上で、自分の自治体では、環境について、その自治体なりの政策をつくって運用していく、それに当たっての条例をつくり、国の法律を解釈していくということが出てくる。その「国の法律を解釈」という部分が、「運用法務」である。

- 3つ目は、提訴や応訴など、訴訟に的確に対応するという意味での、「訴訟法務」である。
- いずれにしても、その自治体なりの政策を実現させていく上での「法務行政」と呼ばれるものである。
- 最も注目されるのは、一つ目の「立法法務」である。この「まちづくり条例をつくる」ということも、まさにその「立法法務」の一環としてなされているものである。今後、自治体に必要な条例を自分で作っていくことになるが、これが自治体の自立の証である。
- よく「自治体の自立」と言われるが、自立の一番のポイントは、自前のルールを持っているということである。例えば、自分の自治体で、環境について、「緑を守りたい」、「あまり自然環境を破壊するような開発は認めない」などの配慮をしていきたいという想いがあつたときに、それをしっかりルールとして定め、条例に落とし込んでいく。これが「自治立法」である。
- どんな条例がつけられるかは、その自治体の判断であるが、いずれにしても、政策を実現させるため、自前の条例を、必要に応じてつくっていくということが、象徴的な内容になる。
- そのようなイメージで、この「政策法務」ということを捉えていただければと思う。この第35条について、ご意見をお願いしたい。
- 行政側の検討結果だが、第1項は、「地方自治の本旨に基づいて」というところが分かりづらいので、「行政運営上の課題の解決を図るため、主体性を持った法令の解釈、運用及び条例、規則その他の規定の制定、改廃を行う」としてはどうか。
- 第2項は、「政策法務」には当たらないのではないか。条例を制定する場合に、公表や市民へ説明するということは、他の「市民参加のまちづくり」などの条文のところで説明責任を果たすことになっているので、削除を提案したい。
- 「課題解決のため」という形でもいいとは思いますが、「政策法務」とは、政策を作っていくということに重きを置いている。課題解決は全般に関わるが、課題の解決のために政策を作る。その「政策を作る」というところが、まさに「政策法務」に関わる部分である。
- 「自主的な政策を実行していくために、3つの法務を充実させる」という描き方もあり得る。「政策法務」の中身が示されないと、何なのかが

永長委員

関谷会長

分からない可能性もある。提言書では、「法令の解釈運用」、「条例、規則その他の制定、改廃」となっているが、これだと「自己立法」の部分が、表現として少し弱いのではないかと思う。「運用法務」は、ここに書いてあることでよいと思う。あとは、「訴訟法務」も入れないと、中身として欠けることになる。その3つを踏まえた法務行政を充実させるという書き方もある。

犬飼委員

- 専門性の高いところであるので、なかなか捉えづらいところもあるが、ご意見をお願いしたい。
- 市民の会としては、第2項のほうが、むしろ中心になる。「市民生活もしくは事業活動に重要な影響を与える条例の制定改廃」という言葉が入っているが、このようなことについては、適切な方法で公表することが必要になると思う。
- まちづくり条例は、市民、行政、議会が協力して、いいまちをつかっていこうということが大きな目的であり、その上で、お互いの情報の共有ということがなければ、それはあり得ない。第2項の部分は、とても大事だと思う。
- 第1項について、「地方自治の本旨」という言葉は、欠かせないのではないかと思う。永長委員がおっしゃったような内容よりは、むしろ、「地方自治の本旨に基づいて」というほうが、私たち市民には分かりやすいと思う。

丸嶋委員

- 個人的な経験だが、今から7年前、私が自治会長になったとき、ある業者から、私たちの地域に、アスベストの終末処理場をつくりたいという話があった。有害なアスベストを、高熱で仁丹の玉のような形にして、処理するということであった。その業者のねらいとしては、長生グリーンラインという道路が私たちの地域を将来的に通る予定であるので、関東一円、あるいは全国から高速道路を通り、他のところにはないアスベストの終末処理場ができるという、営業を成り立たせる条件が成り立つというものであった。
- その話を聞き、私はすぐに住民の皆さんを集めた。処理すること自体はいいが、それをトラックで運んでくるときに、風で飛ぶなど、地域にアスベストが飛散するのではないかという危険性があるということで、皆さんの賛同を得て、1ヶ月で反対する会を作った。市議会議員や市長、県議会議員など、いろいろなところに出向き、やめさせてくれとお願いした。我々の願いが叶い、業者は進出をあきらめて、一安心した。
- 最近では、環境衛生問題で、ごみ処理場や産業廃棄物の処理場をつくるかどうかということが、あちこちで出ている。そのようなところでは、住民運動が起こり、賛否がいろいろ分かれている。将来の環境問題を考えた場合、有効な資源を使うという一面もあるが、使われた廃棄物は、いずれ地域の中で処理しなくてはならない。住民に生活を制限することが

求められることが、たくさん出てくる。行政がやるとすれば、法令に従わなくてはならないので、そのための条例を作ることになる。

- 第 35 条で見る限り、住民の立場で見れば、そのような処理場が来てほしいか、ほしくないかを、住民が判断できるような条例を作りたいということのなると思う。
- 関谷会長がおっしゃったとおり、第 35 条には、茂原市が自分たちで住民のために条例を作るというニュアンスが、少し弱いのではないと思う。
- 自治会という立場に立つと、地元で軸足を置き、自分たちで解決し、できなければ、「公助」ということで、自治体や国にお願いをするというスタンスでいる。そうすると、立法を地元からお願いするという「公助」も出てくると思う。
- そういう意味で、関谷会長がおっしゃるように、「自己立法」ということを、どう表現していいかはわからないが、入れてほしいと思う。
- そのときそのときで、いろいろな問題があると思う。現場の問題があったときに、それをどう解決するかということが、出発点になる。
- それを解決していくために、実現させる必要がある政策があり、そのためにルールをしっかりと立てるということになる。そのような意味で、立法作業と、現場の問題は、リンクした形で捉えられる。
- 永長委員はご存知だと思うが、県庁には政策法務室があり、千葉県は、政策法務については、全国でもかなり先頭を切っているところである。県内でも、例えば産業廃棄物の問題など、条例づくりを支援してきたという実績がある。
- 丸嶋委員がおっしゃったようなことも含めて、自前の条例を整備していくということが起こり得ると思うので、「自治立法」「自己立法」「自主立法」など、表現はいろいろあると思うが、そのようなことが一つの核になると思う。
- 実は、訴訟も大事である。今後、いろいろな住民訴訟や行政訴訟が出てくるかもしれない。それに対して、市としてはどのような対応をしていくかということが、法務行政としては非常に重要である。
- 先ほど申し上げた「立法法務」「運用法務」「訴訟法務」の 3 つは、必要だと思う。
- 第 2 項については、確かに重要な視点であることには違いないが、これは情報公開の話である。情報公開の部分で、ここを担保していくべきであり、少なくとも「政策法務」のところに入れるべき内容ではない。
- 文面を読む限りは、市民生活に影響を与える条例についての情報公開、合理的な理由の説明ということであるので、情報公開や説明責任の部分で、このあたりを担保していくという読み方がふさわしいと思う。
- 私は、環境関係の政策等について教鞭をとっているが、協働の原則はこ

関谷会長

鈴木(弘)委



員

れまで議論されてきているものの、補完性の原則が議論されていない。住民に最も身近な基礎自治体に対応し、それでできないものは県、あるいは国という段階的な「補完性の原則」というものがある。

- そのような考え方を、関谷会長のおっしゃったことに関連付けると、なぜ自治体が主体的に政策法務に取り組まなくてはならないのかということについて、ここに書くべきかどうか分からないが、最も住民に身近な自治体としての茂原市が、しっかり取り組んでいくということをうたうべきだと思う。
- 補完性原則についてのことが、まちづくり条例にはどう位置づけられるのか。
- 全体に関わることであるので、おそらく、条例冒頭の総則のところに出てくると思う。考え方のベースがそこにあるという理解は、ご指摘のとおりである。
- 政策法務の問題が3つあるという関谷会長のご指摘は、そのとおりである。
- 身近な自治体が、住民のために積極的に動かなくてはならない。そのために、制度の整備を図り、条例などを作っていくということは、まさにそのとおりである。
- 「地方自治の本旨に基づき」という表現を用いているが、ここが一つのポイントである。なぜ地方自治体があるのか、地方自治の本旨とは何かという問題を、もう一度捉えておく必要があるのではないかと思う。そのような意味で、「地方自治の本旨」という言葉をここに入れた。
- 「地方自治の本旨」とは何かという定義を、書いてある法規文書は、あまりない。学者たちが、このように解釈するのだということ、それぞれの立場から述べているものが出回っているのが現状ではないかと思う。
- 憲法でも、特に地方自治の本旨とは何かと規定されていない。最高裁の判例などで言われているのは、「公共的事務の目的は、住民の手により、住民の団体が主体となって処理することにより、憲法で掲げた基本的人権を、日常的に保障することにある」ということである。これが、地方自治の本旨であると、私は考えている。
- 住民による、住民のための政治を行うのが、地方自治体であると考えており、「地方自治の本旨に基づく」という考え方は、政策法務の最も重要なところになるので、これだけは何としても残しておいてほしいと思う。
- 関谷会長から訴訟法務のことについてもお話があり、今この場でそれを踏まえた対案は出ないので、それを入れたものと、私どもから提案した「課題の解決」ということも、確かに弱いかもしれないので、まちづくり条例にふさわしい、積極的に立法していくということが伝わるような

関谷会長

北田委員

永長委員

関谷会長

ことを、次回までに提示したい。

- 論点を確認しておきたいが、北田委員からは、「地方自治の本旨」ということについて残してほしいというお話があった。
- 私の理解を申し上げておくと、「地方自治の本旨」という言葉は、憲法に出てくるものである。これは、憲法学の中でも理解が分かっている文言である。国寄りの解釈からすると、「地方自治」というのは、非常に範囲が限られており、限られた部分を地方がやれば良いというものである。そうではなく、自治体を中心であり、先ほどの「補完性」のように、自治体でできないことを国が補完していくという理解もある。
- 法律論では、解釈の幅があるものであり、それをここに入れるべきかどうかということが、論点としてはあり得る。
- 私のイメージでは、地方自治の本旨だけに限らず、憲法や国の法律全体を、茂原市としてどうとらえていくのかというのが、先ほど申し上げた2点目の「運用法務」に関わる場所である。
- 「地方自治の本旨」だけだと、憲法第94条だけに限られてしまうが、例えば憲法第25条の必要最低限度の生活の保障について、茂原市の社会的な現実の中で、国レベルでの保障がなされていないなど、いろいろな問題が出てきたときに、茂原市としてどう保障していくのかというように、「地方自治の本旨」とは違った部分で捉えていかななくてはならないが出てくると思う。
- 「地方自治の本旨」に限定せずに、むしろ、「憲法及び国の法令を自主的に解釈していく」とするのも一案である。ここも論点として、挙げておきたい。
- 法律固有の問題もあるので、議論しづらいところもあるかもしれないが、他にご意見を伺いたい。趣旨は、繰り返し申し上げているように、国の法律に適っているかどうかを確かめるという、従来型の「照会法務」ではなく、茂原市として実現させたい政策があり、その根拠となる条例をつくっていく、国の法令を解釈していく、あるいは、訴訟によってさまざまな問題を克服していくという法務行政が、積極的に問われており、それを今後充実させていくということである。
- 「地方自治の本旨」や「補完性」など、いろいろ入れ込むことがあり得る。どの文言をどう入れるかについては、次回、たたき台を示した上で、改めて議論してまいりたい。
- 白土委員から、意見等記入用紙のご提出をいただいているが、ご発言をお願いしたい。
- 第2項に関して、文章が長いので、条文を整理したほうが良いのではないかという意見を書いた。今の議論の中で、この部分は、情報公開や説明責任ではないかということであったので、そうなのかもしれないと思った。

白土委員

- 関谷会長

  - 関谷会長のおっしゃった3つの要素をきちんと入れていただければ、第2項は、他の条文でカバーできるのではないかと思った。
  - 今日のところは、政策法務についてはこのあたりにしておき、次回、たたき台を示した上で、改めてご議論をお願いしたい。
  - 続いては行政評価と監査に入っていきたいが、ここで少し休憩をはさみたい。
- (小休止)
- 関谷会長

  - それでは、再開をしたい。第34条の「行政評価」について、ご議論をお願いしたい。まずは、市民の会の委員から趣旨説明を願いたい。
- 河野委員

  - 行政評価については、先ほど白土委員がおっしゃった「横断的な連携」ということにも関係してくると思うが、今までの事業は、どちらかという事業が先にあり、財源を確保するという手法だったと思う。
  - まちづくりの課題解決に、どういう評価や検証をすべきなのか、我々には見えないところであるが、関谷会長もおっしゃったように、これからは財源も限られてくるので、配分方式ではなく、どこを優先するかということになってくると思う。
  - 計画立案、実施、評価という一連の流れの中で、実施して、問題を解決し、最後に評価した上で、部署や事業が必要なのかという検証がなされると思うので、行政評価は、非常に重要である。
  - まちづくりに関連するいろいろな事業について、吸い上げ、計画して予算化していくというように、事業ありきではなく、市民がどう考えているのかということをもととして、立案していただきたい。まちづくりに生かされているかどうかを、しっかりと検証すべきである。
  - 基点は、説明責任・応答責任である。そこで、第34条の第1項と第2項に、効率的・効果的に行政運営を行い、公表し、政策運営の改善に反映させることが、市民の課題の解決に対して、きちんと改善されているのかということをもとを、しっかりと確認していただきたいという意味で、行政評価という項目を入れたというのが趣旨である。
- 永長委員

  - 行政側の検討結果を申し上げたい。第34条第1項については、「市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、政策、施策及び事務事業に関する行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映するよう努めるものとする」、第2項については、「市長は、客観性及び透明性を確保するため、市民等による評価の仕組みを整備するものとする」というのが、行政側の案である。
  - 対案の趣旨としては、文末が「～しなければならない」となっており、市民の会の想いはそのようなものであるのかもしれないが、「努めるものとする」という表現にさせていただきたいということと、「行政評価」とは、基本的には「政策、施策及び事務事業に関する評価」ということであるので、そのような表現に修正した。また、第2項については、提

言書では「市民及び学識経験者」とされているが、そこまで具体的に規定せずに、「市民等」としてはどうかということである。

三浦委員

- いま永長委員が説明した第1項の対案については、市民の会の提言書とほとんど同じであるが、計画を評価するのではなく、その計画の中に政策が最上位にあり、その下に施策、事務事業があるので、提言書の言わんとしていることを、もう少し具体的に表現させていただいたものである。考え方としては同じである。

関谷会長

- 市民の会の提案及び行政サイドの提案を踏まえた上で、質問やご意見をお願いしたい。

中山委員

- 行政側からすると、段階的に評価するということだと思うが、政策評価をどのような位置づけで捉えているのか。今後どうしようと思っているのか、併せてお聞きしたい。
- 市民の会の皆さんは、「市民及び学識経験者による評価の仕組みを整備しなければならない」としており、別の組織を作るという提案であるが、どのようにお考えなのか。この組織は、どういう位置づけになるのかも含めてお聞きしたい。

三浦委員

- 現在は、実際に個々の事務事業評価を実施しており、その上に、「教育文化」や「健康福祉」といった政策がある。例えば、「健康福祉」の中には、「地域福祉」や「児童福祉」などの施策がある。それらを実行していき、最終的には6本の政策の柱を実行するというものである。
- 例えば、「教育文化」には「次代を担う子どもたちを育て、すべての人が生涯を通して学習していくまち」、「健康福祉」には、「健康で生きがいのある、安心して暮らすことのできるまち」とあり、抽象的な表現ではあるが、このあたりがきちんと達成されているかどうかを、評価していくという考えである。

犬飼委員

- 市民の会では、具体的にどのような組織を作るかというところまでは、詰めていない。
- 評価をするに当たっては、ある程度の組織を組むことが必要ではないかという意味を込めて、「仕組みの整備」ということを挙げた。
- 「学識経験者」という言葉が入っているのは、専門的な知識を必要とすることも多々あると考えたからである。市民は市民の目線で評価し、学識経験者はある程度専門性を持った評価を行うということであり、そのような中で協議し、政策や事業の結果について、見直していき、その結果を次年度などの政策に生かしていくという意味で、ある程度の組織は必要ではないかと考え、それらを「仕組み」という言葉に込めている。

中山委員

- 政策評価については、必ずしもはっきりしない部分があるようであるが、例えば行政評価を行って、教育と福祉のどちらの部分を取るのか、その評価基準があれば、市民に説明するなど、対外的にも非常に分かりやすい。行政評価を市が具体的にどのように行っているのか、皆さんに

説明をした上で議論しないと、わからないのではないかと。まずは、その説明をしていただきたい。

- 「学識経験者等で評価する仕組みを作る」ことについて、市民の会では具体的な検討はしていないということであったが、条例の中で、即「学識経験者等による評価の仕組みを整えなければならない」というようなうたい方をするよりも、逐条解説でうたった方が好ましいのではないかと、個人的には思う。
- 関谷会長
- 少し交通整理をしておく、評価とは、行政組織内部で行うものと、委員会等を作ることも含めて、外部評価するものがある。そのあたりをどうしていくのかということが、問われるところである。
  - ちなみに、茂原市では、現在外部評価は行っているのか。
- 事務局(企画政策課長)
- 内部で担当が一次評価をし、担当ではない職員が二次評価を行い、計画によっては、公募市民や学識経験者を含めて評価を行っているものもある。
- 関谷会長
- あくまでも計画単位の評価であり、仕組みとして全体でやっているわけではないということか。
- 事務局(企画政策課長)
- 中山委員からもご指摘のあった評価の仕組みについては、行政評価シートなど、次回、具体的にお示ししたい。
  - 事業を実施する場合の評価と、計画に載っている事業について、評価の視点があり、数値等の具体的な指標を定めて、どこまで達成できたかを目で見て分かるような項目を設けているものもある。
- 三浦委員
- 現在、男女共同参画計画については、外部評価を導入している。
  - 行政評価については、時間がかかっているが、外部評価を導入していこうという考えである。
  - 具体的な話になるが、例えば、道路幅が6mしかないところを16mにして、歩道を整備し、子どもたちが安全に通学でき、健康で安全なまちづくりができたかなど、単に道路幅を広くしたことだけではなく、そのことによって交通事故が少なくなり、安全に通学でき、教育にも繋がり、子どもたちが健やかに育っていくというような段階を踏んだ評価をするというのが、一つの例である。
- 丸嶋委員
- 以前、総合計画の冊子を見たことがあるが、市民と協働という視点で見ると、市は市民の協力を得て行うというように、主体は行政であり、市民はその手伝いをするという印象を受けた。それでは、行政評価をしても、改善しないのではないかと思う。
  - 今までの総合計画はそれでよかったのかもしれないが、これからの時代は、情報公開や協働、参加というような理念の下にまちづくりが行われるのであるから、そのような視点で、現在の総合計画の見直しが必要なのではないかと思う。
- 関谷会長
- いくつか論点を挙げておきたいと思うが、一つは、内部評価と外部評価

である。内部評価についても、何を評価するのか。事務事業ベースなのか、施策なのか、もっと大きな話なのかということがある。各種計画の進捗よく管理ということもある。

- 評価に当たっての、基準の問題もある。総合計画等は、体系的に繋がっていると思うが、基準のあり方も問題があり、私も総合計画づくりや外部評価などにいろいろ携わってきたので、その経験から申し上げますと、基準が非常に抽象的であったり、本当にその事業の成果を図るための基準になっていなかったりということがある。
- 例えば、高齢者支援の事業については、施設をつくることが一つの基準になっているとすると、「施設を建てたから、高齢者支援については充実している」というような、信じがたいような基準を設けているところもある。基準の見直しが、現在、行政に大きく問われているところである。
- どのように評価するのか。もちろん、「市民サービスの向上」が大義であるが、何をもちえて市民サービスとするのかを考えると、細分化して行くところもある。
- もう一点、基準について申し上げておくと、例えば高齢者支援に関する事業について、それと現場の実態の問題が 100%重なっているわけではない。現場の問題がいろいろあり、行政ではそのうちのいくつかについて、事業を立て、予算を付けて対応していくが、行政でカバーできていない部分もある。そのあたりをどう考えていくのかということも、出てきている。
- 従来の発想では、行政評価とは、「行政がやっていることについての評価」に限られていた。だが、これだけ市民参加や協働のことが取り上げられてくると、その評価の基準も、行政でカバーしている部分とカバーしていない部分の双方を含めて評価した上で、行政の部分は引き続きもう少し頑張っていく、行政がカバーできていない部分は、行政がやるべきか、市民が自主的にやるべきなのかという、射程を広げた評価の仕方が、各地で検討され始めている。
- そのあたりを含めて、この行政評価ということを考えていかないと、単に行政がやっていることだけを評価するのでは、非常に限定的になってしまう。それを踏まえて、ここの部分をどのように表現しておくかが、大事な部分になる。
- 評価を内部だけでやるのか、外部も含めてやるのか。外部評価は、市民ももちろんのこと、専門家など、いろいろな目線で評価をしていくというものであり、それも必要になってくるかもしれない。そのことを、どう表現するのかという論点もある。
- そもそも、行政評価の位置付けとして、政策立案・実施・評価というサイクルがあり、このサイクルを充実させ、その中に評価を位置付けてい

くといううたい方もある。政策・施策・事務事業といううたい方も、もちろんあるが、描き方としては、政策の立案・実施・評価という循環をさせていき、その中で評価を実施していくという表現もあり得る。そのような論点もあるということ、申し上げておきたい。その上で、さらなるご議論をいただきたい。

永長委員

- 評価の手法については、個別具体的に、評価の段階に市民に参加して意見を伺うことになるかもしれないが、この条例の中で、そこまで踏み込むのはどうかと思う。
- 内部評価については、これまでも行っており、当然行うが、第2項では基本的に外部評価を想定している。客観性・透明性を確保するということと、市民等による評価ということを入れている。ここに内部評価のことも加えるとなれば、検討したい。私どもとしては、この項目では、外部評価を想定している。

関谷会長

- 先ほど、政策の立案・実施・評価のサイクルという話を申し上げたが、それは、評価が次の立案に繋がっていくというフィードバックの部分が弱いからである。そういう意味で、「循環」という言葉が使われる。それも含めてご検討いただきたい。

林委員

- 行政評価について検討されているが、私ども農業委員会の立場としては、立案という考え方がない。
- 以前も申し上げたように、国の農地法に基づいた運営のやり方であるので、先ほどからお話があるように、縦割りに加えて、農政課や、宅地開発の場合は建築課、道路の関係など、横の連携を当然行っている。
- 市民の会の皆さんのお考えは分からないが、農業委員会としては、狭い考え方かもしれないが、立案・実施・評価という枠の中に入らなくなってしまう。他の部署のように、予算化しているわけでもない。公表はしているが、評価にはなじまないのではないかと思います。
- 今回の通常国会で農政改革があり、農業委員会は、市長の範疇に入ることになる。農業者の選挙による委員確保ではなくなり、市長と議会が関係してくると思う。その時点で、評価という話も出るかもしれない。2～3年の間には、情勢が大きく変わると思う。その点を念頭に置いていただきたい。

犬飼委員

- 私は、茂原市の中で、農業はとても大事だと思っている。食糧の不安は、どんどん膨らんでいる。これだけ土地があり、自然に恵まれていて、市の中で農業を大事にしていくことが重要であると思っている。景観や水害の問題もあるし、安全な食を供給してもらっているのも、市民全体として、市民農園のような形で自分たちが参加するという手もある。
- そのようなときに、市民の皆さんの意見を出す機会があり、1年間やってみて振り返るといのが、「評価」である。それには、農業も大きく関わってくる。「評価」は、次のステップに行くために重要であり、そ

のように拡がっていけばよいと思う。

林委員

- 先ほど、中山委員から第2項は不要ではないかという発言があったが、私は必要だと思う。市民があつてのことである。私たちは、初めて市民参加ということをした。市民が参加しなければ、協働も何もない。
- 温かい言葉をいただき、ありがたいが、農業の苦しい立場を申し上げるには、時間が足りない。行政としても、農政を考えてくれていると思うが、何度も申し上げているように、農地法で農林省から下りてくるので、縛りがあり、それ以上のことはできない。
- 農業委員会も、地方創生で、市民の立場でやっていい、それについて補助金を出すという流れになると思う。千葉県内に共通しているが、農業県と言われているものの、いわゆる近郊農業・通勤農業である。スーパーなどでは、いいものよりも安いものが入ってくる。地場産業とはいえ、地元の道の駅や直売所でやるしかない。大規模経営しているところは、東京市場に行ったものが帰ってきており、逆に高くなってしまう。
- これから農業委員会法が変わるので、これをどうとらえるか分からないが、そのまちごとに、議会などでかなりの議論になると思う。米づくりをやめる代わりに、他の作物をつくれれば補助金を出すということになっているが、茂原市の場合は、山間地を除くと湿地帯が多く、他の地域とは違って、他の作物ができない状況がある。通勤農業という状況もあり、どこでもそうであるが、都市部に出て行ってしまい、後継者が不足している。農業委員会でそれを止めることはできないが、荒れているところは少しでも改善しようと提案している。
- 市内で、およそ4,000haの田畑があるが、その12%は荒れている。私たちの時代は、米をどんどん作ろうという施策だったが、昭和40年代に米を作るなということになり、180度転換した。それが、現在農地が荒れている原因だと思う。その後、バブルが起これ、農地転用が多くなり、子どもたちも後を継がないので、農地が生かされないという時代があった。
- 草を刈ってきれいにし、燃やすと、周りの地域から「煙が見える」、「灰が飛んでくる」という苦情が来る。また、大型機械を導入しており、農道から外れて市道などを通った場合、泥が落ちて苦情が来る。農業委員会に戻り、皆さんからいただいた言葉を伝えたい。
- 政策評価や行政評価の範囲は、拡がっていくと思う。林委員からお話いただいた農業の問題一つをとっても、千葉県は過剰作付日本一である。しかも、湿地帯が非常に多く、大豆や小麦に転作できない。
- 方針としては、飼料米に変えていくという流れが出てきている。これは、政策的に分かれるものであり、一方では、穀物価格が国際的に高騰しているので、飼料米にして、なるべく自給すべきという考えがある。そのような転作をするところには補助金を出すという政策が、国から出され

関谷会長



ている。他方では、TPP などの問題があり、それに賛成する人からすれば、飼料米への転作は反対である。なぜならば、TPP はどんどん民間企業を参入させ、小規模農業を合作させ、大規模農業化していくものであるからである。それで国際競争に勝つという方針である。

- そのように、政策が国と地方で分かれてくる可能性が相当あり、そのような場合に、茂原市として農業政策をどうするのか。国からは、「茂原市はこのようにせよ」とは言えない。国の一定の縛りはあるだろうが、これからの国のやり方は、「このようにしたらお金を出す」という形である。そのような場合、どう判断していくのかが、大きく問われるところである。それが政策の立案、実施、評価にも関わってくる。
- いろいろな考え方が分かれるような政策が、今後出てくる中で、しっかり評価をしていかないと、なし崩しのようにになってしまう部分が生じかねない。そのような意味で、評価をしっかりしておかなくてはならないという考え方もあるので、それも念頭に置いた上で、ご検討いただきたい。

中山委員

- 行政評価という項目を読んでいくと、重要計画に基づく成果の達成度とあるが、これは進行管理のことを言っているのか。総合計画には3か年実施計画があり、毎年の事業で、例えば1億の事業が8,000万円であれば、80%の達成率となるが、その達成率のことを言っているのか。そうではなく、これから茂原市が行政として新しくやっけていかななくてはならない分野のことをやるために、福祉や産業などいろいろな問題があるが、それをどのような位置づけでやるのかという捉え方の「評価」なのか。市民の会の提言書では、どちらを言っているのか。

河野委員

- 現在の行政評価の単なる延長ではない。評価し、事業を見直す場合の基準がについての考えがあいまいで申し訳ないが、単なる進行管理だけであれば、現在の評価票のようなものでやればよい。そうではなく、ここでは、住民を基点とした事業になっているかどうかという評価であると思っている。

中山委員

- おっしゃったことはなんとなくわかるが、提言書には、「総合計画及び他の重要な計画に基づく成果及び達成度について行政評価をする」と書かれている。例えば、総合計画に載っている事業について、「実施したのかしないのか」、「どういう成果が出たのか」、「引き続き継続すべきか、廃止すべきか」ということを指しているのか。そうではなく、総合計画には入っていないが、これから新しい時代が来るので、想定されるいろいろな事業に優先度を付けるために行政評価をするのか。

河野委員

- 後者である。

中山委員

- そうだとすると、第34条第1項は、どう受け取ればいいのか。

北田委員

- 総合計画や他の計画など、大きなお金をかけて実施しているが、実施したことに対する効果は、お金ではなく、住民生活の向上などにどう繋が

っているのかである。必要ではあるが、十分に達成されていないのではないかなどの考え方である。その政策自体が、やってよかったかということを含めて評価すると考えている。

中山委員

- 私は、どちらかという、両方が入っているという考え方をしている。先ほど、関谷会長がおっしゃったように、行政評価には、「PLAN・DO・SEE」ということを踏まえた中で、書いた方が、より良いのではないかと思う。
- 併せて、事業の優先順位をつける基準は、非常に難しい。事業の優先順位の決め方にはいくつか方法があると思うが、関谷会長が先進市の中で、このような形にすれば、茂原市としては良いのではないかというものがあれば、ぜひ皆さんに説明していただき、それを土台に議論した方がいいのではないか。

関谷会長

- 他のところでは、表現の仕方がかなりバラバラなのが実情だが、主だったポイントを申し上げておくと、いまご指摘いただいたように、評価とは「PLAN・DO・SEE」、政策の立案・実施・評価というサイクルを、フィードバックも含めてしっかり確立させ、その中で政策の評価を実施していく。そのことにより、市政の透明化を図るとともに、政策内容を評価していくというのが、大原則としてある。
- 評価の中身としても、提言書にあるように、計画に基づく政策等の成果及び達成度についての行政評価とは、行政が計画を立て、予算を付けて行ったものの進捗よくに対する評価である。それは一つの側面としてある。ただ、例えば予算を付けて実施した事業が、全ての予算を消化したから達成率が100%であるということと、評価できるかどうかは、おそらく別問題である。そこは、明確に分けておかないといけない。中山委員は、そこを指摘されているのだと思う。
- 行政が予算を付けて、事業を全てやり終えたから、評価できるということではないということを、念頭に置いていただきたい。
- 例えば、震災のときに、復興対策費を全て消化したので、行政でできることはすべてやったと言っている自治体はかなりあった。実際は、まだまだ復旧していないところはたくさんあるし、復興は続いている。それを、100%達成したと言われてしまったら、この後行政は何もやらないのかということにもなりかねない。
- そのような問題もあるので、進捗よく管理とその達成という以外にも、行政がカバーしきれていない部分も含めて、評価していくということを盛り込まないと、この「行政評価」という意味合いが半減してしまう。両方をしっかり盛り込むべきだと思う。
- そこまで盛り込んでいるところは、そう多くない。ぼやかしながら描いている自治体が多い。そこは、明確に分けた方が良い。事例は次回またくわしくご紹介したい。

- その上で、評価の仕方として、改善に繋げていくというやり方もあれば、優先順位を見直していくという判断もある。いろいろな評価内容があり、それを次のサイクルに反映させていくというフィードバックの部分をしっかり設けるといふあたりがポイントになってくると思う。たたき台には、そのあたりを入れた上で、次回またご議論いただきたいと思う。
  - また、第2項にあるように、市民や専門家が入った評価をどうするか。外部の視点が入れば入るほど、客観的な評価になっていく。表現として、なるべく「客観的な評価」を担保すべきとうたっているところもある。その「客観性」とは、内部だけでとどまることなく、外部の視点も入れて、文字どおり客観的に評価していくということである。
  - それらを踏まえた上でたたき台を、改めて作成したい。次回、それをもとにご議論いただくということでしょうか。
- 三浦委員
- 私どもは、行政評価そのものがPDCAサイクルであると理解している。逐条解説で、行政評価とは何かを書いておけば、関谷会長がおっしゃった計画、実施、評価、改善ということが、ある程度担保されるのではないかと。現在の文案でカバーできていると思う。
- 関谷会長
- 茂原市の実情がどうなのか存じ上げないが、他を見ている限り、表面上、PDCAサイクルとして行政評価を掲げている。しかしながら、実質的に、それが回っていないところの方が多いのではないかと印象を持っている。評価が、前例踏襲的になされてしまっているのだから、それを文字通り、しっかり客観的に評価した上でやっていくということである。
  - それがあまり改善されないのだから、出てきたのが「事業仕分け」という発想である。あれ自体は、半ば暴力的に振り分けていくようなものであり、私はあまり賛成できない。そのあたりも含めて、しっかり外部の視点を入れないと、本当の意味での評価ができないというのが実情としてはあるということをお願いしたい。
- 永長委員
- 次回、たたき台を出すに当たっての確認だが、私どもは、第1項の後半に、「政策等の改善に反映するよう努めるものとする」と提案したが、これでは足りないということか。もっとはっきり入れるべきという趣旨か。それだと、まちづくりのルールというよりも、政策評価そのものを細かく規定してしまうことになるが。
- 関谷会長
- 「サイクルを原則」とするということは、行政評価をしていく上での前提である。それをどう表現するかということだと思うが。
- 永長委員
- 「評価し、それを公表し、改善するよう努める」という部分を、サイクルとして入れ込んだつもりである。もっと明確にすべきということか。
- 関谷会長
- 個人的には、そこを明確に、「政策循環として確立させる」と入れた方がいいのではないかと。絶対に描くべきでないというご意見が多いようであれば、それはたたき台に入れないようにするが。そのような原則を立てた上で、評価を行っていくという構成の仕方のほうが、健全で

はないかと思う。

三浦委員

- おっしゃることはわかるが、私どもは、そのあたりを逐条解説の中で説明し、本文そのものに敢えて入れる必要はないのではないかという考えである。対案は考えさせていただきたい。

関谷会長

- たたき台がないと、改めて議論しづらい部分であると思うので、それを踏まえた上で、次回もう一度ご議論をお願いしたい。今出たような論点があるということは、把握しておいていただきたい。

丸嶋委員

- 行政評価に含まれるかどうかわからないが、行政の皆さんは、各係で責任を持って仕事をしている。来年度のこと、あるいは業務の改善について、担当者から具体的な提案が出てくる。それを上司に上げていく中で、ある優秀な意見は、さらに磨いて良い案にしていく。また、ある意見は、優秀であっても、消えてしまうなど、実現したり、消えてしまったりという意見は、たくさんあると思う。我々としては、そのあたりが見えると、行政について考えるヒントになると思う。そう見えるような行政評価にならないものかと思う。

- 対費用効果で、税金を効率的に使ったかどうかということに、結果的にはなるのかもしれないが、人的な意味で、提案があったことについて、良い知恵を付けたというような評価があると、我々にとっても楽しいし、明るい方向に回っていくのではないかと思う。できるかどうかわからないが、ぜひ考慮していただきたい。

関谷会長

- 非常に大事なご指摘だと思う。補足をすると、この条例には、協働をうたっている。協働を考えるきっかけが作り出されないといけない。その場合、この行政評価は、その動きを作り出すきっかけに繋がる。このことも、念頭に置いていただきたい。

- 行政評価は、実施していることを市民に説明することに圧倒的に重きが置かれてきた。行政としては、与えられた役割をしっかりと全うすることを見せる必要があり、そのような視点からの評価がなされてきた。

- 今後は、行政だけでできることには限界が出てくる。そのような状況の中で、行政としてはここまでは頑張ったが、これ以上はどう頑張ってもできない、カバーできていない問題があるということも、行政が市民に対して説明し、提案していく。これも、協働のきっかけになる。行政ができないのであれば、私たち市民でいろいろ考えてやろうという動きにつながっていく。これも、非常に大事な「循環」である。そのようなことも念頭に置いた「評価」であるべきだということ、補足しておきたい。

高信委員

- ちょうど国も予算案が出たばかりで、今年から、国全体が地方創生に取り組んでいる。テレビでは、農業が一番上にあり、食の問題は重要視されていると感じた。

- 地域に2,500億円配分されるということで、竹下首相のときには、とに

かく大きければいいということで、日本一を目指して、無駄な箱ものがたくさん建てられた。それは、処分するのにもお金がかかる。そういう税金の使い方をされたくないために、石破大臣は、交付金を地方にやみくもに配るのではなく、情報を国が出すということをはっきりと言っていた。地方活性化の鍵は、市民が握っている。

- もっと大事なことは、人口が減ってしまう現実である。2060年には、人口が1億になってしまう。2020年には、空き家が30%を超えるという切実な話がある。国全体が、今までとはやり方が違っており、防災面などを考えて、空き家を放っておくことができず、法律をつくった。
- 1,700ある市町村が、国の交付金を上手に使うことが必要である。毎日のようにテレビで報道されているが、安定した雇用や新しい人の流れを作るなど、東京一色ではなく、競争力を付けなくてはならない。茂原市も、交付金をうまく使って、頑張っていかななくてはならないと思う。
- 地方創生の動きの中で、今回は、ある程度まとまったお金を、地方が自由に使うことができるということを、地方六団体（事務局注：全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）は評価した。
- PDCAサイクルをどう評価するのか、自治体主導なのか、国が管理するのかという部分で、若干あいまいなところがあるが、それは今後の運用の中で、おそらく問われてくると思う。自治体も、しっかりと自分たちなりにその交付金を使うということを示していかないと、地方創生が国主導で行われるという矛盾になりかねないという問題も出ている。いずれにしても、評価の部分は、しっかりと固めておく必要がある。自治体の自立という点からも、重要な部分である。
- 次回、たたき台をつくり、それに基づいて、議論をお願いしたい。残りの時間で、第33条の監査についてご意見をいただきたい。まずは、市民の会の委員からご説明をお願いしたい。
- 実際に、監査委員が活動されており、一定の成果も出ているようだが、今までの監査は、どちらかというところ、書類の不備や数字の不足など、予算が誤りなく執行されているかどうかというところに重点が置かれていたように思う。それも必要であるが、本来は出納管理者が行う監査の部分が多い。
- 監査委員の行う監査としては、執行された事業が効果的に行われているかどうか、その事業自体が決められたとおりに執行されているかどうかというような部分に重点を移した監査を行っていく必要があるのではないかと、第33条第1項にそのようなことを書いた。
- 体制の問題でいえば、現在、監査委員は学識経験者と議会選出の2名で行われているが、これだけの大きな問題を2名で行うのは、かなり厳しい面もあると聞いている。具体的に取組みばいいのかは、私自身も分

関谷会長

北田委員

	<p>からないが、監査方法についても、バックアップ体制などを整え、監査委員が十分に活動できるような環境を作っていく必要があると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査の結果については、市民に分かりやすく公表するようにするという考え方で、提言をした。</li> </ul>
永長委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政側の意見として、この第 33 条は削除でいいのではないかと考えている。その理由としては、監査委員は地方自治法に基づいて監査を行っており、市長や市議会から独立した存在であるということと、この条例はまちづくり条例であり、監査の項目はなじまないのではないかとということである。</li> </ul>
関谷会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり条例とはいっても、趣旨としては包括条例として理解しているので、それも踏まえた上で、ご意見をいただければと思う。</li> <li>ちなみに、今、監査制度はどのような形で運用されているのか、現状をご説明いただきたい。</li> </ul>
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査については、2名の監査委員がおり、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の監理に加えて、実際に行政の事務についての、いわゆる行政監査の部分もチェックしているというのが現状である。</li> <li>監査の結果の公表についても、行政に対して監査委員から指摘があったことについて、各部署がどういう措置を取ったかについて、平成 25 年度からになるが、公表する形を取っている。</li> </ul>
丸嶋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報には監査結果が出ているが、改善されたかどうかという結果は、何を見れば分かるのか。</li> </ul>
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査委員事務局のホームページに、措置状況が掲載されている。</li> </ul>
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボリュームが多く、広報紙には掲載できないため、ホームページでカバーしている。</li> </ul>
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査の結果に対する措置の状況については、平成 25 年度の定期監査で監査委員から指摘のあったことについて、例えば行財政改革推進課に対して、「次の行財政改革の実施計画については、地方分権や少子高齢化による行政需要の増加、市民ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応できるよう、計画策定に取り組みたい」という指摘があったことについて、担当課で「行財政改革大綱の基本理念に基づき、現状を客観的に認識し、将来的な視点に立った上で、安定した行財政運営を継続していくための計画を策定した」というように、監査委員からの指摘に対して、行政側が行った結果も含めて、ホームページで公表している。</li> </ul>
丸嶋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の職員は、そのことを承知しているのか。</li> </ul>
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、庁内の情報システムで個々に通知が来るので、確認している。</li> </ul>
丸嶋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例から監査の項目を削除するという提案だが、そうすると、監査結果がホームページを見れば分かるということも、市民が分からなくなってしまうのではないか。</li> </ul>

- 永長委員
- そのことは、この条例以外でも、市のホームページなどを見ていただければ分かる。
- 丸嶋委員
- 北田委員
- これは、情報公開の本質的なところではないか。
  - 今回のまちづくり条例は、茂原市のまちづくりをどうしていくかという、包括的な条例として提案している。
  - 本来であれば、市長部局以外の行政委員会も含めて、全てに対しての指針のようなものを作ればよかったが、今回、監査委員の項目を出したのは、皆さんがご存知のような茂原市の財政状況を招いたときの問題として、議会や行政、監査がどのようにされていたのかが、非常に問題視されたからである。そのため、監査の問題だけが特出しされたものである。
  - それ以外の行政委員会については、市長部局に準じて行政運営をしていたいただきたいということで、準用の規定を入れている。全ての行政委員会の規定がないから、監査だけの条項も不要ということにはならない。
  - 監査委員は法令で設置され、どのようなことを行うのかも法令で定められているが、運用など、細かい点は、監査委員の裁量に任せられるところが多い。そのような点では、このような規定をまちづくり条例に入れておきたいと、私たちは考えている。
- 白土委員
- 監査結果がホームページに公表されているとのことだが、分量が多いから全てホームページに載せるということになると、ホームページを開くことができない人はどうするのかということ、常に考えてしまう。関心があり、知りたいことがあった場合に、どこに聞けばいいのかを、はっきりさせておく必要があるのではないかと思う。
- 永長委員
- ホームページ以外にも手法があるか確認したい。広報紙に載せていると思うが。
- 事務局(企画政策課主査)
- 監査結果については、広報紙に掲載している。
- 白土委員
- 永長委員
- 広報紙には載っていたが、一部である。
  - 監査結果を知るか否かということと、この条例の中で、市や議会から独立した監査委員の規定を入れるかどうかということは、議論が別である。私どもは、まちづくり条例の中に、独立した機関である監査委員を規定するのはいかがなものかということで、削除を提案した。
  - 監査は実際に行われていることであり、どうしても入れるということであれば、検討の余地はある。独立した機関である監査委員を条項として設けるとということと、監査の活動状況が見えるか否かということとは、話が別である。
- 白土委員
- それは分かるが、やはり、まちづくりの中できちんと位置付ける必要があるのではないかと思う。
- 丸嶋委員
- 市側の提案のように、私個人としても、この項目はなくてもいいと思う。

ただ、監査結果は、市民一般が、常識として知る必要がある。これは、情報公開の原則の話である。インターネットでしか見ることができないということであれば、市庁舎の一角で、市民のために情報公開コーナーを設けて、そこにボランティアの方がインターネットを開いて見せてあげることができるような仕組みを作れば、そのような不満が出てこないのではないか。情報公開の工夫で、何とかかなると思う。

永長委員

- 監査結果に限った話ではないが、今はインターネットがどうしても中心になってしまう。これは、別の次元で検討したい。
- まちづくり条例に、独立した機関を入れてもいいのかどうか、法的な部分で検討させていただきたい。

北田委員  
関谷会長

- 法的には、問題はない。
- 他の自治体の事例を見ると、監査の項目を入れているところと入れていないところがあり、入れていない方が多いかもしれないが、項目を盛り込むこと自体には、問題はない。あくまでも、茂原市の正式な制度として、条例の中に位置付けておくという判断をすべきかどうかである。
- 今日は結論を出すことができないとすれば、次回に譲りたい。おそらく、内容としては、このような形になると思う。条例に盛り込むべきかどうか、もう少し皆さんにお考えいただいた上で、判断してまいりたい。
- このあたりは、オンブズマン制度と関連があり、それは私設オンブズマンのように分かれていく。外部の目線で、客観的に監査していくというところもあるが、市民がどんどん監視の目を光らせて、いろいろな情報を引き出して見ていくというのが、私設オンブズマンの考え方である。これは、諸外国では普通に設けられている制度である。
- 日本の場合は、このような発想が歴史的にあまり強くなかった部分もあるので、「監査」というと仰々しいイメージを持たれがちであるが、意味としては、あくまでも独立した客観的なところから監査し、是正すべき点を勧告して、それぞれの部門で改善してもらおうということであり、市政の透明化、健全化という点で、運用されているものである。
- そのようなことを、この条例に位置付けておくべきかどうか。もう少しお考えいただいた上で、改めて確認させていただきたい。
- 今日は定刻が迫ってきているので、第 36 条の「行政手続」、第 37 条の「国等との連携」については、次回に譲りたい。ここもやや手続き論的なところがあるので、ここに位置付けるべきかどうか、監査の部分と合わせて、次回改めて確認したい。
- 行政の主な部分については、だいたい議論できたと思うので、次回改めてたたき台を作成した上で、最終的にご確認させていただきたい。
- それを踏まえた上で、次は議会の部分に入ってまいりたい。ここについては、議員お二人の説明とご協力をいただきながら、まちづくり条例の中に議会の部分をどのように盛り込んだほうがいいのか、議論してまい



りたい。議会サイドの意向もあると思うし、議会は独自の条例を作られているところであるので、どこまでをまちづくり条例の中に入れ込むべきかという判断もあると思う。次回は、議会の章を中心に、議論を進めてまいりたい。

丸嶋委員

- 定義の話にも繋がるが、これまでいくつも保留となっている部分がある。何がどのような場面で問題になったのか、一覧表を作っていると、分かると思う。今のままで全体の整合性と言われても、分かりにくい。定義が議題になるときまでに、作っておいていただきたい。議会基本条例でも、定義を保留しているところがあるので、きちんとしなくてはいけないと思う。

関谷会長

- 行政の部分も議論が終わりかけているので、検討を始めた情報公開のあたりから、行政のところまでの暫定稿を合わせて、どの部分が了解されていて、どの部分が保留されているのか、事務局において作成していただきたい。

事務局(企画  
政策課主査)

- 次回の協議会は来週なので、資料の送付が間に合わない可能性があるため、今回の会議の案内は、第13回会議と第14回会議を併せてお送りさせていただいた。
- 次回の資料は、送付せずに会議の席上でお配りさせていただく可能性があることを、ご了承願いたい。
- 先ほどご提案いただいた、これまでをまとめた資料についても、次回ないし次々回までに用意させていただきたい。次回は、たたき台を用意することを最優先に進めてまいりたい。
- 次回は、来週1月22日(木)、会場はこの5階502会議室ではなく、市民室になる。ご留意いただきたい。

関谷会長

- 行政の残りの部分と議会の部分が終わると、最初に戻って前文・総則・定義に関することについて、何回か会議を設けているので、これまでを振り返りながら、最終的な詰めを行うというのが、その後の流れになると思う。
- なんとか3月中には答申書をまとめることができるよう、進めてまいりたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。